

会員学習グループに関する内規

この内規は協会本部の「会員学習グループに関する規定（平成12年6月1日施行）」に基づく東京支部における手続きについて定めたものである。

第1条 東京支部所属会員が「会員学習グループ」を結集しようとしたときは「会員学習グループ申請書」に、会の名称、代表者名、代表者の連絡先、活動内容等を記載し、会員名簿とともに東京支部長に申請する。

第2条 東京支部長は「会員学習グループ申請書」が提出されたら、「会員学習グループに関する規定」の基準に適合していることを確認し「会員学習グループ登録管理簿」に、登録年月日、グループ名、代表者名等を記載し承認書を発行する。

第3条 「会員学習グループ」の承認を得たグループは、申請書記載事項を変更したときは、速やかに東京支部長に届け出ること。

第4条 「会員学習グループ」は「平成〇年度経理報告」に活動名、実施年月日、実施時間、収入、支出等を記載して、個人別活動報告を添付し毎年5月末までに東京支部長あて報告すること。

第5条 東京支部長は「平成〇年度経理報告」に基づき、新会員管理システムのポイントを会員ごとに登録する。

第6条 「会員学習グループ」を解散するときは、同グループの代表者は解散届に解散事由を記載し東京支部長に報告する。

第7条 東京支部長は解散届の提出があったら、「会員学習グループ登録管理簿」に、解散年月日を記載し登録を抹消する。

この内規は、平成19年8月9日から施行する。

この内規は、平成25年7月18日から施行する。

25.12.5

東京支部会員学習グループに関する運用内規

1. 協会の正会員が会員相互の交流及び研鑽をするための会員学習グループであること
2. 原則として協会正会員で構成し、10人以上30人以内の協会正会員が加入するものであること
※産業カウンセラーでも非会員については、学習会等に参加することは拒むものではないが、非会員も運用内規に準じて行動する
3. 活動内容は、あくまでもグループ会員の相互交流と研鑽に資するものであり、規程の趣旨を逸脱した活動や協会組織の活動と誤解されるような活動を行ってはならない

(注) 例えば、グループ会員が研修講師を行い、グループ会員以外を対象とした研修会や公開講座を開催することは、営利目的ではなくても、グループ会員のための学習とはいえない
4. 活動の目的や活動内容が営利目的ではなくとも、利益がでるような活動をしないこと
5. 経理については、収支がプラス・マイナスゼロになるくらいの運営が望ましい。活動を行うための経費（郵送料・印刷費・会場費・講師謝礼など）を賄う経費収支を見込んで活動することが原則である。

(注) 大きな収支差額が生まれることは慎むべき。たとえ会費であったとしても高額の余剰金は、会員に資する運営のために必要な金額とは言い難い。また利益がでる活動と誤解される。
6. 会員学習グループの名称は、協会の組織や事業活動と誤解をされない独自の名称にすること
7. 年度途中でも、規程の要件を満たさなくなった場合は、登録の取り下げを申請すること
8. 活動の内容が、規程や本運用内規にそぐわない場合は、支部長から解散の勧告を行うことがある
9. 必要に応じて、東京支部会員部が学習会に参加し、活動内容を確認することがある
10. この運用内規の運用事務局は会員部とする。

付則

1. この内規は、平成25年7月18日より施行する。

25.12.9

よくある質問【Q&A】

Q1: 代表者は、どのように選出すればよいでしょうか。

A:

グループの代表者は、東京支部会員であり、選挙またはこれに準ずる民主的手続きにより選出された会員であることが前提です。

Q2: 代表者が変更になります。届け出は必要ですか。

A:

代表者や代表者の連絡先を変更したときは速やかに支部長に申請してください。

Q3: 他支部会員も参加できますか。

A:

参加できますが、グループ員は原則、東京支部会員であることが望ましく、東京支部会員と他支部会員の構成比率等については今後の検討課題とします。

Q4: ボランティア活動については、ポイントは付与されますか？

A:

ポイントは、付与されません。

Q5: グループ員がグループ外の方を対象とした研修やカウンセリングを行ってもよいですか。

A:

相互研鑽等学習のためのグループ内でのカウンセリングや研修はポイント付与の対象ですがグループ外の方を対象とした個別カウンセリングや研修(講師体験)などは営利目的でなくとも会員相互で行う交流・研鑽という自主学習グループの活動趣旨の範囲を超えるものであり、自主勉強会の学習とはみなされませんのでご注意ください。

Q6: 年度末に余剰金があった場合は、次年度はどのように収支報告書に記載すればよいでしょうか。

収支報告(内規第4条)は年度末差益を次年度に「繰り越し余剰金」として記載し、新年度の収支を計算することとしてください。原則については、運用内規5. を参照してください。

Q7:運用内規6.にある「協会の組織や事業活動と誤解をされない独自の名称」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

『～オフィス』『～講座』『～スクール』などのように、事業を行う団体や組織と思われたり、「日本産業カウンセラー協会」が実施・展開している事業と思われる可能性がある名称です。

ご不明の点は 会員部にお問い合わせください。

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 東京支部

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12 菱化代々木ビル 4 階

電話番号 : 03-6434-9130

FAX 番号 : 03-5772-3053

以 上